

被扶養者認定の取扱い

1 被扶養者の範囲

被扶養者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係も含む、以下同じ）、子、孫および兄弟姉妹で、主として被保険者により生計を維持されている者
- (2) 被保険者の三親等内の親族で、被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者により生計を維持されている者
- (3) 被保険者の配偶者で内縁関係のある者の父母及び子で、その被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者により生計を維持されている者
- (4) 前号の配偶者が死亡後も引続き被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者により生計を維持されている父母及び子
- (5) 75歳未満の者（75歳以上の方は後期高齢者制度に加入）
- (6) 日本国内に住所を有する者

2 生計維持関係

- (1) 「主として被保険者により生計を維持する者」とは、常に継続して被扶養者資格対象者（以下認定対象者という）の生計費（生活費）の50%以上を被保険者の収入によって維持されている者をいう。
- (2) 「同一の世帯に属する」とは、住居および家計を共にしていることであり、継続的に同一家屋において生活していること。（住民票で確認）

3 収入のある者の認定基準

「保険局長通達」を基本とし、具体的には次による。

- (1) 認定対象者が、被保険者と同一の世帯に属している場合（同居）。

- ① 認定対象者の年間収入が130万未満（認定対象者が60歳以上の者または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満）であって、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること。
 - ② 前記①の条件に該当しない場合であっても、年間収入が130万未満（認定対象者が60歳以上の者または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満）であって、かつ被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると健保組合で判断し、認められること。
- (2) 認定対象者が、被保険者と同一の世帯に属していない場合（別居）。
- ① 認定対象者の年間収入が130万未満（認定対象者が60歳以上の者または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満）であって、かつ被保険者からの援助額より少ないこと。
 - ② 認定対象者への援助は、毎月恒常的に行うことを原則とし、援助の事実を確認するため、証明でき得る書類の提出を求められたら提出すること。
 - ③ 認定対象者への援助後、被保険者側の生活に無理はないか、援助額が社会通念上妥当であるかを健保組合で判断して認められること。
- (3) (1)(2)により認定対象者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ社会通念上、妥当性を欠くこととなると認められた場合には、その具体的な事情に照らし、最も妥当と認められる認定を行う。
- (4) この基準で定める収入は、次のとおりとする。
- ① 勤労収入、各種年金（公的・私的年金全て）、失業給付金、各種休業補償（傷病手当金・出産手当金他）等
※勤労収入については、税金控除前の総収入額（通勤旅費等含む）とする。
 - ② 事業収入（自営業、農業、漁業、林業などで得た収入）
※事業収入については、総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額とする。
「自営業者などを被扶養者として認定する場合の直接的必要経費一覧」を参照のこと。
 - ③ 預金などの利子、配当金、不動産賃貸・譲渡による収入、その他実質的に収入と認められるもの（継続性のあるもの）

4 被扶養者の帰属

同一世帯内に扶養能力のある者が複数の場合は、優先扶養義務者の家庭内においての経済的な地位等によってだれが家計の主体となるかを判断し、原則としてその者の被扶養者とする。

認定対象者の続柄	優先扶養義務者
配偶者	被保険者
父・母	配偶者である父又は母
兄弟姉妹・孫	親である両親
祖父母	子である両親

5 夫婦共同の扶養

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定は、家計の実態、社会通念などを総合勘案して定めるが、具体的には次により認定する。

- (1) 被扶養者とすべき人数にかかわらず、年間収入（過去・現時点の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）の多い方の被扶養者とする。
- (2) 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- (3) (1)(2)にかかわらず、当該扶養者に関して、扶養手当、又はこれに相当する手当の支給が行われている場合は、その支給を受けている者の被扶養者として差し支えない。
- (4) 育児休業等を取得した場合、当該期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。

6 被扶養者の届出

被保険者が新たに被扶養者を有するとき、又はその扶養者に異動の要件が生じたときは、「被扶養者異動届 兼 認定申請理由書」に必要書類を添付して5日以内に提出しなければならない。

7 認定効力の発生時期

被扶養者の認定の効力の発生時期は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 被保険者が被扶養者を有するに至った日から5日以内に「被扶養者異動届 兼 認定申請理由書」を提出したときは、被扶養者を有するに至った日とする。
- (2) 被保険者が被扶養者を有するに至った日から5日以内に「被扶養者異動届 兼 認定申請理由書」を提出しなかったときは、「被扶養者異動届 兼 認定申請理由書」を提出した日とする。
- (3) 出生児の場合、出産の日を以って、被扶養者の認定の効力を発生させる。
- (4) (2) に該当する場合でも、「正当な理由」があったと健保組合が認めた場合は、被扶養者を有するに至った日とすることができる。

8 扶養資格削除の時期

被扶養者資格の削除時期は、「被扶養者異動届 兼 認定申請理由書」の提出の日にかかわらず、被扶養者を有しなくなった日とする。

ただし、死亡・離婚等による削除の場合は、その事実が発生した日の翌日とする。

また、夫婦の年間収入の逆転等により扶養している子を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の保険者等が認定することを確認してから削除時期を決定することとする。

9 認定の取消し

被扶養者と認定された後に、届出の要件が事実と異なることが判明したときは、適用の日（届出要件と事実が相違した日）に遡って認定を取り消し、その間、健保組合が被った損害額を被保険者に弁償させるものとする。

(昭和62年12月制定)

(平成5年4月改正)

(平成12年2月改正)

(平成15年4月改正)

(平成23年3月改正)

(平成29年5月改正)

(令和4年4月改正)

(令和7年4月改正)